２１００　秋草学園短期大学学則

第１章　総則

（目的）

第１条　本学は、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従い、高等学校教育のうえに豊かな情操を養うと共に、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を養成し、未来社会に対応し得る健全有為な社会人を育成することを目的とする。

（自己点検・評価）

第１条の二　本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

２　前項の点検及び評価を行うにあたり、その項目及び体制については、別に定める。

（認証評価）

第１条の三　第１条の二第１項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとし、その結果を公表する。

（名称・位置）

第２条　本学は、秋草学園短期大学という。

２　本学は、埼玉県所沢市泉町 1789 番地に置く。

第２章　学科、学生定員及び修業年限

（学科及び学生定員）

第３条　本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学　　科	入学定員	収容定員
幼児教育学科　第一部	100 人	200 人
幼児教育学科　第二部	50 人	150 人
地域保育学科	50 人	150 人
文化表現学科	50 人	100 人
計	250 人	600 人

２　学科の編成については、別に定める。

（学科の教育研究上の目的）

第３条の二　幼児教育学科第一部及び第二部は、自然と生命を尊重し、知性と感性を磨き、幼児教育・保育を通して地域社会に貢献できる、人間性豊かな人の育成を目的とする。

２　地域保育学科は、子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する職業人を養成することを目的とする。

３　文化表現学科は、歴史的に醸成された文化・文学の諸事象を深く理解するとともに、現代社会が求める多様な表現方法・技術を駆使できる人材の育成を目的とする。

（修業年限及び在学年限）

第４条　本学の修業年限は、幼児教育学科第一部及び文化表現学科は２年、地域保育学科及び幼児教育学科第二部は３年とする。

２　幼児教育学科第一部及び文化表現学科の学生は４年を超えて、地域保育学科及び幼児教育学科第二部の学生は６年を超えて在学することはできない。

第３章　学年、学期及び休業日

（学年）

第５条　学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第６条　学年を次の二学期に分ける。

前学期　　4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期　　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（休業）

第７条　休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

学園創立記念日　　12 月 15 日

春季休業日　　3 月 21 日から 4 月 7 日まで

夏季休業日　　7 月 26 日から 8 月 31 日まで

冬季休業日　　12 月 26 日から 1 月 7 日まで

２　必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

３　必要がある場合、学長は、休業日にかかわらず授業を行う日を定めることができる。

４　第１項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

（１年間の授業時間）

第８条　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業時間）

第８条の二　各授業科目の授業時間は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第４章　入学、退学及び休学

（入学の時期）

第９条　本学の入学時期は、学年の初めとする。

（入学資格）

第 10 条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第 11 条　本学に入学を志望する者は、本学所定の書類に別表 2 に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

２　提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。

（入学の選考等）

第 12 条　前条の入学志願者の選考については、教授会の議を経て学長が行う。

２　入学者の選抜に関し必要な事項は別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第 13 条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別表 2 に定める入学金、授業料、その他の学費を納付し、同時に正副２名の保証人を定めた身元保証書、その他本学指定の書類を提出しなければならない。

２　正保証人は父または母（父母がいないときはこれに準じるその他の者）、副保証人は父母以外の成年者で独立の生計を営む者若しくは本学で適当と認めた者とする。

３　学長は、前２項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（再入学・転入学・転学科）

第 14 条　本学に再入学、転入学又は本学における転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、教授会の議を経て選考し相当年次に入学、転学科を許可する。

２　前項の規定により入学又は転学科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

３　入学検定料は別表２に定めるとおりとし、必要な手続は別に定める。

（退学）

第 15 条　退学しようとする者は、その事由を詳細に具し正保証人署名捺印のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

（転学）

第 16 条　他の大学等に転学を希望するものは、正保証人署名捺印のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

（休学）

第 17 条　疾病その他やむを得ない事情により３ヵ月以上修学することのできない者は、正保証人署名捺印の休学願いを提出し、学長の許可を得て休学することができる。

２　疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第 18 条　休学の期間は、原則として、学年又は学期の始め（学年又は学期単位）からとし、１年を超えることができない。ただし特別の事由がある場合は引き続き更に１年まで延長することができる。

２　休学の期間は、通算して２年を超えることができない。

３　休学の期間は、第４条第２項の在学年限に算入しない。

（復学）

第 19 条　休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（除籍）

第 20 条　次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第４条第２項に定める在学年限を超えた者

(2) 第 18 条第２項の定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料その他の学費の納付を怠り催促してもなお納付しない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第５章　教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第 21 条　授業科目は、教養教育科目、専門教育科目とし、これを必修科目及び選択科目に分ける。

２　本学において開設する授業科目の種類、単位数は別表１のとおりとする。

３　幼稚園教諭免許状授与の所要資格を得ようとする場合は、幼児教育学科第一部の学生は 2 年以上、地域保育学科及び幼児教育学科第二部の学生は３年以上在学し、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める単位を修得しなければならない。

４　保育士資格を得ようとする場合は、幼児教育学科第一部の学生は２年以上、地域保育

学科及び幼児教育学科第二部の学生は３年以上在学し厚生労働大臣の定める単位（児童福祉法施行規則第６条の二第１項第３号の規定による）を修得しなければならない。

５　司書の資格を得ようとする場合は、図書館法に基づき本学に定める図書館学に関する科目及び単位を修得しなければならない。

（授業・履修方法等）

第 21 条の二　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又これらの併用により行うものとする。

２　本学は、文部科学大臣若しくは厚生労働大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　本学は、第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

４　授業・履修方法等に関して必要な事項は別に定める。

（ＣＡＰ制）

第 21 条の三　年間の履修登録単位数については上限を設けることとし、これについては別に定める。

（単位の計算方法）

第 22 条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって１単位とする。ただし、授業科目の内容によっては、教育効果を考慮して必要があるときは、30 時間をもって１単位とすることができる。

(2) 演習については、30 時間の授業をもって１単位とする。ただし、授業科目の内容によっては、教育効果を考慮して必要があるときは、15 時間をもって１単位とすることができる。

(3) 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって１単位とする。ただし、授業科目の内容によっては、教育効果を考慮して必要があるときは、30 時間をもって１単位とすることができる。また、芸術等の分野における個人授業による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

(4) 卒業研究等については、その学修の成果を評価して単位を授与するものとし、それに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

（単位の授与）

第 23 条　単位の認定の方法は、授業科目を履修した者について試験のうえ単位を与える。試験は、筆答、口述又は論文等の方法によって行い、その方法は各授業科目の担当者がこれを定める。

２　再試験又は追試験の機会を与えることができる。

（学習の評価）

第24条　試験等の評価は、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｆの５段階とする。Ｃ以上を合格とし、当該授業科目について所定の単位を与える。

第６章　卒業等

（卒業の要件）

第 25 条　本学を卒業するためには、幼児教育学科第一部及び文化表現学科の学生は２年以上在学し、地域保育学科及び幼児教育学科第二部の学生は３年以上在学し、別表１に定めるところにより、必要な単位以上を修得しなければならない。

２　第 21 条の二第２項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が２年の学科においては 30 単位、修業年限が３年の学科においては 46 単位を超えないものとする。ただし、幼児教育学科第二部については 30 単位を超えないものとする。

（卒業の認定）

第 26 条　本学に幼児教育学科第一部及び文化表現学科の学生は２年以上在学し、地域保育学科及び幼児教育学科第二部の学生は３年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

２　学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

（短期大学士の学位）

第 26 条の二　前条の規定により卒業した者に、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

（資格の取得）

第 27 条　本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学　　科	資格及び免許状の種類
幼児教育学科第一部 幼児教育学科第二部	幼稚園教諭二種免許状
	保育士資格
地域保育学科	幼稚園教諭二種免許状
	保育士資格
	司書の資格
文化表現学科	司書の資格

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第 27 条の二　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第27条の三　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は、前条第１項及び第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第27条の四　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　学生が入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条の二第１項及び前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。この場合において、第27条の二第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第７章　検定料・入学料・授業料・その他の学費

（検定料金等の金額）

第28条　本学の入学検定料、入学金、授業料、その他の学費の金額は、別表２のとおりとする。納入時期、納入方法等については別に定める。

（退学、転学及び停学の場合の授業料等）

第29条　学期の中途で退学又は転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者は、当該期間の授業料及びその他の学費を全額納付しなければならない。

２　停学期間中の授業料は徴収する。

（休学の場合の授業料等）

第 30 条　休学を許可され又命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

２　２年目の休学期間については半期ごとに別表３のとおり在籍料を徴収する。

（復学の場合の授業料等）

第 31 条　学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

（納付した授業料等）

第32条　納付した検定料、入学金、授業料、その他の学費及び聴講料は、原則として還付しない。

第８章　教職員組織

（職員組織）

第 33 条　本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

第９章　教授会

（教授会）

第 34 条　本学の重要事項で学長が必要と認めた事項を審議するための教授会を置く。

（構成）

第 35 条　教授会は、学長、教授、准教授、専任講師、助教をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

（運営）

第 36 条　教授会の運営に関する事項については別に定める。

第 10 章　科目等履修生、外国人留学生及び委託訓練生

（科目等履修生）

第 37 条　本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することがある。

２　科目等履修生には、本学則第 23 条及び第 24 条の規定を準用して単位を与えることができる。

３　科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

（外国人留学生）

第 38 条　外国人で短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生について必要な事項は別に定める。

（委託訓練生）

第 38 条の二　公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けて本学の入学試験を受験し、合否判定案を基に埼玉県立職業能力開発センター所長が入学を認めた者は、委託訓練生として入学を許可する。

２　委託訓練生には、本学則第 23 条及び第 24 条の規定を準用して単位を与えることができる。

３　委託訓練生に関して必要な事項は別に定める。

第 11 章　賞罰

（表彰）

第 39 条　学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

（罰則）

第 40 条　本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

２　前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

４　前項までに定めるもののほか、罰則については別に定める。

第 12 章　公開講座

（公開講座）

第 41 条　本学において必要と認めるときは、公開講座を設けることができる。

第 13 章　図書館

（図書館）

第 42 条　本学に図書館を置く。

２　図書館に関する規程は、別にこれを定める。

附　則

１　この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

２　昭和 54 年度から昭和 56 年度において幼児教育学科第一部及び第二部の総定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

幼児教育学科第一部	昭和 54 年度	150 人
	昭和 55 年度	300 人
幼児教育学科第二部	昭和 54 年度	100 人
	昭和 55 年度	200 人
	昭和 56 年度	300 人

附　則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

１　この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

2　昭和60年度から昭和61年度において、国文科及び経営科の総定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

国文科及び経営科	昭和60年度	各100人
	昭和61年度	各200人

附　則

1　この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1-1及び別表1-2の規定は、同日以降短期大学幼児教育学科の第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表1-1及び別表1-2の規定が適用されるまでの短期大学幼児教育学科の教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表２の規定は、同日以降短期大学の第1学年に入学した学生に係る学費表から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表２の規定が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1-1、別表1-2、別表1-3及び別表1-4の規定は、同日以降短期大学の第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表1-1、別表1-2、別表1-3及び別表1-4の規定が適用されるまでの短期大学の教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表２の規定は、同日以降短期大学の第1学年に入学した学生に係る学費表から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表2の規定が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1-3、別表1-4の規定は、同日以降短期大学の第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表1-3、別表1-4の規定が適用されるまでの短期大学の教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2　平成9年度から平成10年度において、専攻科の総定員は、第43条第２項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専攻科　幼児教育専攻	平成9年度	20人
	平成10年度	40人

附　則

1　この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表２の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る学費表から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表２の規定が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表３の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以降短期大学専攻科幼児教育専攻の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表３の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表３の規定は、同日以降短期大学専攻科幼児教育専攻の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表３の規定が適用されるまでの短期大学専攻科幼児教育専攻の教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-1、別表 1-2 及び別表 1-3 の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-1、別表 1-2 及び別表 1-3 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 13 年 3 月 31 日以前に入学した者については、なお従前の学則を適用する。

2　平成 13 年度から平成 15 年度において、地域保育学科第一部、地域保育学科第二部、日本文化表現学科及びビジネスマネジメント学科の学生定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　　科	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
地域保育学科第一部	50 人	50 人	50 人	100 人		
地域保育学科第二部	50 人	50 人	50 人	100 人	50 人	150 人
日本文化表現学科	70 人	170 人	70 人	140 人		
ビジネスマネジメント学科	80 人	180 人	80 人	160 人		

附　則

1　この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表４の規定は、同日以降短期大学専攻科幼児教育専攻の第１学年に入学した学生に係る学費表から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表４の規定が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 1-4、別表 1-5、別表 1-6 及び別表 1-7 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 1-4、別表 1-5、別表 1-6 及び別表 1-7 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-5 及び別表 1-7 の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-5 及び別表 1-7 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表２の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る学費表から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表２の規定が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-2、別表 1-3 の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-2、別表 1-3 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-5、別表 1-7 及び別表 1-9 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-5 及び別表 1-7 の規定が適用されるまでの短期大学の教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 17 年 3 月 31 日以前に入学した者については、なお従前の学則を適用する。

2　平成 17 年度から平成 19 年度において、地域保育学科第一部、地域保育学科第二部、日本文化表現学科及びビジネスマネジメント学科の学生定員は、第３条の規定にかかわ

らず、次のとおりとする。

学　　科	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
地域保育学科第一部	80 人	130 人	80 人	160 人		
地域保育学科第二部	40 人	140 人	40 人	130 人	40 人	120 人
日本文化表現学科	60 人	130 人	60 人	120 人		
ビジネスマネジメント学科	60 人	140 人	60 人	120 人		

附　則

この学則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-7 の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-7 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に入学した者については、なお従前の学則を適用する。

2　平成19年度から平成21年度において、地域保育学科及び文化表現学科の学生定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　　科	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
地域保育学科	100 人	180 人	100 人	200 人	100 人	300 人
文化表現学科	100 人	100 人	100 人	200 人		

附　則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-4 及び別表 1-5 の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-4 及び別表 1-5 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-2 及び別表 1-3 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。また、改正後の別表３の規定は、同日以降短期大学専攻科幼児教育専攻の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-2、別表 1-3 及び別表 3 の規定が適用されるまでの

教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表２の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る学費表から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表２の規定が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-2 及び別表 1-3 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-2 及び別表 1-3 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-4 及び別表 1-5 の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-4 及び別表 1-5 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-4、別表 1-5 及び別表 1-6 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-4、別表 1-5 及び別表 1-6 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-1、別表 1-2 及び別表 1-5 の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-1、別表 1-2 及び別表 1-5 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表３の規定は、同日以降短期大学専攻科幼児教育専攻の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表３の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-4、別表 1-5

の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。 2100

2　前項の規定により改正後の別表 1-4、別表 1-5 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-3 の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-3 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 24 条の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る学習の評価から適用する。

2　前項の規定により改正後の第 24 条の規定が適用されるまでの学習の評価については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 29 年度から平成 30 年度において、文化表現学科の学生定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　科	平成 29 年度		平成 30 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文化表現学科	65 人	165 人	65 人	130 人

附　則

1　この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-3 及び 1-7 の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-3 及び 1-7 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。ただし、改正後の第 14 条第１項及び第 2 項規定は、同日以降短期大学に在籍する学生から適用する。

附　則

1　この学則は、平成 31 年４月１日から施行する。ただし、改正後の別表１の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表１の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

3　平成 31 年度から平成 32 年度において、専攻科幼児教育専攻の学生定員は、第 43 条第２項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　科	平成 31 年度		平成 32 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
専攻科幼児教育専攻	0 人	20 人	0 人	0 人

附　則

1　この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表１の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表１の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-3-1 及び 1-3-2 の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表 1-3-1 及び 1-3-2 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表１の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表１の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表１の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表１の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和 4 年 3 月 24 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

附　則

1　この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2　令和４年度から令和６年度において、幼児教育学科第二部の学生定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　科	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科第二部	50 人	250 人	50 人	200 人	50 人	150 人

附　則

1　この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表１の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

2　前項の規定により改正後の別表１の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

2100

この学則は、令和４年５月 27 日から施行し、令和４年４月１日より適用する。

附　則

１　この学則は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和５年度から令和７年度において、幼児教育学科第一部、地域保育学科、文化表現学科の学生定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　科	令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科第一部	100 人	250 人	100 人	200 人		
地域保育学科	50 人	250 人	50 人	200 人	50 人	150 人
文化表現学科	50 人	115 人	50 人	100 人		

附　則

１　この学則は、令和５年４月１日から施行する。ただし、改正後の別表１の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

２　前項の規定により改正後の別表１の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和５年１月 12 日から施行する。

附　則

１　この学則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、改正後の別表１の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

２　前項の規定により改正後の別表１の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和６年２月９日から施行し、令和５年４月１日より適用する。

附　則

１　この学則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、改正後の別表１の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

２　前項の規定により改正後の別表１の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、改正後の第 30 条第２項の規定は、同日以降短期大学の第１学年に入学した学生から適用する。

教育課程表

別表1－1－1
（幼児教育学科）

授業科目の名称		開設単位数	必修単位数	選択単位数	卒業要件単位数	備　　考
教養教育科目	日本国憲法（人権）	2	2		12単位	
	体育実技	1	1			
	体育講義	1	1			
	カレッジリテラシー	1	1			
	キャリアデザイン	1	1			
	基礎教養講座	1	1			
	保育教養講座	1	1			
	情報機器操作	2	2			
	英語	2		2単位以上		
	表現とアート	2				
	データサイエンス	2				
	SDGs入門	2				
	心理学入門	2				
	生命倫理	2				
	海外研修（外国の文化を知る）	2				
計		24	10	2以上	12以上	

教育課程表

別表1－1－2
（幼児教育学科）

授業科目の名称				開設単位数	必修単位数	選択単位数	卒業要件単位数	備　考
専門教育科目	保育の本質・目的に関する科目		保育原理Ⅰ	2	2	↑	↑	1．幼稚園教諭免許状授与の所要資格を得ようとする場合は、左記の開設単位数のうちから教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。 2．保育士資格を得ようとする場合は、左記の開設単位数のうちから児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に定める単位を修得しなければならない。
			保育原理Ⅱ	2				
			教育原理	2	2			
			子ども家庭福祉	2	2			
			社会福祉	2	2			
			子ども家庭支援論	2				
			社会的養護Ⅰ	2				
			社会的養護Ⅱ	1				
			保育者論	2				
	保育の対象の理解に関する科目		保育の心理学	2	2			
			子ども家庭支援の心理学	2				
			子どもの理解と援助	1				
			子どもの保健	2	2			
			子どもの食と栄養	2				
			臨床心理学	2				
			心理学特講	2				
	保育の内容・方法に関する科目		保育・教育課程論	2				
			保育内容総論	1				
			乳児保育Ⅰ	2				
			乳児保育Ⅱ	1				
			子どもの健康と安全	1				
			特別支援教育論	2				
			子育て支援	1				
			保育指導方法	1				
			保育実践研究	1				
		保育内容演習	健康（指導法）	1		必修を除いて32単位以上	必修を含めて50単位以上	
			人間関係（指導法）	1				
			環境（指導法）	1				
			言葉（指導法）	1				
			造形表現（指導法）	1				
			音楽・身体表現（指導法）	1				
			幼児の運動遊び	1				
			幼児の音楽遊び	1				
		保育内容の理解と方法	健康	1	1			
			人間関係	1	1			
			環境	1	1			
			言葉	1	1			
			造形表現	1	1			
			音楽・身体表現	1	1			
		音楽	音楽Ⅰ	1				
			音楽Ⅱ	1				
			音楽Ⅲ	1				
			ピアノと幼児の音楽	1				
	幼児教育専門科目		教育社会学	2				
			教育方法・技術論	1				
			教育相談	2				
	教職実践演習		保育・教職実践演習（幼稚園）	2				
	保育実習		保育所実習Ⅰ	2				
			施設実習	2				
			保育所実習Ⅱ	2				
			保育所実習指導Ⅰ	1				事前・事後指導を含む
			施設実習指導	1				事前・事後指導を含む
			保育所実習指導Ⅱ	1				事前・事後指導を含む
	教育実習		教育実習Ⅰ	2				
			教育実習Ⅱ	2				
			教育実習指導Ⅰ	1				事前・事後指導を含む
			教育実習指導Ⅱ	1		↓	↓	事前・事後指導を含む
計				82	18	32	50	
教養教育科目				24	10	2	12	
総計				106	28	34	62	

教育課程表

別表1－2－1
（地域保育学科）

授業科目の名称		開設単位数	必修単位数	選択単位数	卒業要件単位数	備　　考
教養教育科目	日本国憲法（人権）	2	2		12単位以上	
	体育実技	1	1			
	体育講義	1	1			
	短大基礎講座	1	1			
	基礎学力講座	1	1			
	情報処理	2	2			
	英語	2	2			
	心理学入門	2		2単位以上		
	マンガ・イラスト表現	2				
	日本語表現	2				
	データサイエンス	2				
	SDGs入門	2				
	生命倫理	2				
	海外研修（外国の文化を知る）	2				
計		24	10	2以上	12以上	

教育課程表

別表1－2－2
（地域保育学科）

授業科目の名称				開設単位数	必修単位数	選択単位数	卒業要件単位数	備　考
専門教育科目	保育の本質・目的に関する科目		保育原理Ⅰ	2	2	↑	↑	1. 幼稚園教諭免許状授与の所要資格を得ようとする場合は、左記の開設単位数のうちから教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
			保育原理Ⅱ	2				
			教育原理	2	2			
			子ども家庭福祉	2	2			
			社会福祉	2	2			
			子ども家庭支援論	2				
			社会的養護Ⅰ	2				
			社会的養護Ⅱ	1				
			保育者論	2				
			福祉施設の現状	2				2. 保育士資格を得ようとする場合は、左記の開設単位数のうちから児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に定める単位を修得しなければならない。
	保育の対象の理解に関する科目		保育の心理学	2	2			
			子ども家庭支援の心理学	2				
			子どもの理解と援助	1				
			子どもの保健	2	2			
			子どもの食と栄養	2				
			子どものための食育実習	1				
			臨床心理学	2				
			親子関係論	2				
			在宅保育論	2				
			母性と子どもの看護	2				
	保育の内容・方法に関する科目		保育・教育課程論	2				
			保育内容総論	1				
			乳児保育Ⅰ	2				
			乳児保育Ⅱ	1				
			子どもの健康と安全	1				
			特別支援教育論	2				
			子育て支援	1				
		保育内容演習	健康（指導法）	1		必修を除いて53単位以上	必修を含めて81単位以上	
			人間関係（指導法）	1				
			環境（指導法）	1				
			言葉（指導法）	1				
			造形表現（指導法）	1				
			音楽・身体表現（指導法）	1				
		保育内容の理解と方法	健康	1	1			
			人間関係	1	1			
			環境	1	1			
			言葉	1	1			
			造形表現	1	1			
			音楽・身体表現	1	1			
		音楽	音楽Ⅰ	1				
			音楽Ⅱ	1				
			音楽Ⅲ	1				
			音楽Ⅳ	1				
			ソルフェージュ	2				
	幼児教育専門科目		教育社会学	2				
			教育方法・技術論	1				
			教育相談	2				
			保育指導法Ⅰ	1				
			保育指導法Ⅱ	1				
	教職実践演習		保育・教職実践演習（幼稚園）	2				
	総合演習		総合演習Ⅰ	2	2			
			総合演習Ⅱ（卒業研究）	2	2			
	子育て支援の理解		カウンセリング論	2				
			保育施設経営論	2				
			地域福祉	2				
			児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2				
			児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法	2				
	感性教育および体験学習		児童文化（感受性開発を含む）	2	2			
			地域活動Ⅰ	2	2			
			地域活動Ⅱ	2	2			
			インターンシップⅠ	2				
			インターンシップⅡ	2				
			レクリエーション論	2				
			レクリエーション実技	2				
	保育実習		保育所実習Ⅰ	2				
			施設実習	2				
			保育所実習Ⅱ	2				
			児童館実習	2				
			保育所実習指導Ⅰ	1				事前・事後指導を含む
			施設実習指導	1				事前・事後指導を含む
			保育所実習指導Ⅱ	1				事前・事後指導を含む
			児童館実習指導	1				事前・事後指導を含む
	教育実習		教育実習Ⅰ	2				
			教育実習Ⅱ	2				
			教育実習指導Ⅰ	1				事前・事後指導を含む
			教育実習指導Ⅱ	1		↓	↓	事前・事後指導を含む
計				120	28	53	81	
教養教育科目				24	10	2	12	
総計				144	38	55	93	

教育課程表

別表1－3－1
（文化表現学科）

授業科目の名称		開　設 単位数	必　修 単位数	選　択 単位数	卒業要件 単位数	備　　考
教養教育科目	文学に親しむ	2		8単位以上	8単位以上	
	情報と社会	2				
	現代社会入門	2				
	心理学入門	2				
	コミュニケーション論	2				
	データサイエンス	2				
	SDGs入門	2				
	生命倫理	2				
	海外研修（外国の文化を知る）	2				
計		18	0	8以上	8以上	

教育課程表

別表1－3－2
（文化表現学科）

授業科目の名称				開設単位数	必修単位数	選択単位数	卒業要件単位数	備考
	共通科目	ゼミ	ゼミナールⅠ	1	1		必修を含めて60単位以上	
			ゼミナールⅡ	2	2			
		専門基礎	短大生基礎力演習	1	1			
			ことばと表現	2	2			
			情報処理演習	2	2			
			日本文化論	2		2		
		キャリア教育	ヒューマンスキル演習	2	2			
			インターンシップ	2		2		
			ボランティア活動	2		2		
			キャリアスタディ(企業人に学ぶ)	2	2			
専門教育科目	フィールド科目	エアライン・観光英会話	観光学総論	2		2		
			観光地理学	2		2		
			実用英語	2		2		
			観光英会話	2		2		
			エアライン英会話	2		2		
			エアライン実務	2		2		
		東アジアの言葉と文化	基礎韓国語	2		2		
			応用韓国語	2		2		
			基礎中国語	2		2		
			応用中国語	2		2		
			韓国の文化	2		2		
			韓国の現代音楽・芸能	2		2		
		ファッション・ブライダル	ファッションコーディネート	2		2		
			ファッション文化論	2		2		
			イベント・プランニング	2		2		
			カラーコーディネート	2		2		
			ブライダル論	2		2		
		Webデザイン・マルチメディア	Webデザイン	2		2		
			Webサイト管理演習	2		2		
			Webデザイン演習	2		2		
			Webプログラミング	2		2		
			Webアニメーション演習	2		2		
			マルチメディア演習	2		2		
		情報・IT	文書処理演習	2		2		
			表計算演習	2		2		
			動画編集	2		2		
			動画創作	2		2		
			eスポーツ	2		2		
			写真撮影技術演習	2		2		
		ビジネス・医療事務	簿記と会計	2		2		
			簿記演習	2		2		
			医療事務総論	1		1		
			医療管理学概論	2		2		
			医療秘書実務	2		2		
		AI・プログラミング	Javaプログラミング	4		4		
			Webサーバサイドプログラミング	2		2		
			Python競技プログラミング	2		2		
			ITテクノロジ概論	2		2		
			ITストラテジ概論	2		2		
			情報処理活用	2		2		
		文化・文学	風土と文化	2		2		
			文化を訪ねる	2		2		
			古典文学を読む	2		2		
			近代文学を読む	2		2		
			現代文学を読む	2		2		
		図書館	生涯学習概論	2		2		
			図書館概論	2		2		
			図書館サービス概論	2		2		
			児童サービス論	2		2		
		マンガ・イラスト・創作	マンガ・イラスト表現	2		2		
			アニメーション表現	2		2		
			マンガ創作	2		2		
			ノンフィクション入門	2		2		
			小説創作	2		2		
		心理学・アサーション	コミュニケーションと心理	2		2		
			臨床心理学	2		2		
			カウンセリング入門	2		2		
			アサーション	2		2		
			認知心理学	2		2		
計				137	12	48以上	60以上	
教養教育科目				18	0	8	8以上	
総計				155	12	56以上	68以上	

司　書　課　程　表

別表１－４

授業科目の名称		開設単位数	必修単位数	選択単位数	資格取得のための最低修得単位数	備考
甲群	生涯学習概論	2	2		必修を含めて24単位以上	
	図書館概論	2	2			
	図書館制度・経営論	2	2			
	図書館情報技術論	2	2			
	図書館サービス概論	2	2			
	情報サービス論	2	2			
	児童サービス論	2	2			
	情報サービス演習	2	2			
	図書館情報資源概論	2	2			
	情報資源組織論	2	2			
	情報資源組織演習	2	2			
乙群	図書館基礎特論	1		2単位以上		
	図書館サービス特論	1				
	図書館情報資源特論	1				
	図書・図書館史	1				
計		26	22	2以上	24以上	

医療技能資格専門課程表

別表１－５

（文化表現学科）

授業科目の名称	開　設 単位数	資格取得の ための最低 修得単位数	備　　考
医療管理学概論	2	2	
医療秘書実務	2	2	
医学一般	2	2	
薬学一般	2	2	
医療事務総論	1	1	
医療保険請求事務演習	1	1	
計	10	10	

観 光 実 務 士 課 程 表

別表１－６

（文化表現学科）

授業科目の名称		開設単位数	必修単位数	選択単位数	資格取得のための最低修得単位数	備考
領域1	観光学総論	2	2	12単位以上	必修を含めて22単位以上	
	観光地理学	2	2			
	異文化コミュニケーション	2				
	実用英語	2				
領域2	イベント・プランニング	2	2			
	観光事業論	2				
	環境ツーリズム論	2				
	エアライン実務	2				
	エアライン英会話	2				
	観光英会話	2	2			
領域3	文化を訪ねる	2	2			
	インターンシップ	2				
	キャリアスタディ（企業人に学ぶ）	2				
計		26	10	12以上	22以上	

学　費　表

別表２

学費＼学科名		幼児教育学科第一部	文化表現学科	地域保育学科	幼児教育学科第二部	
入学検定料	一回	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	願書提出時に納入する。
入学金	一回	300,000 円	300,000 円	300,000 円	180,000 円	入学時に納入する。
施設維持費	年額	250,000 円	150,000 円	200,000 円	140,000 円	各学科共に前期，後期に分けてそれぞれ半額ずつ納入。但し特に認めた場合は更に分納する事ができる。
授業料	年額	750,000 円	700,000 円	700,000 円	380,000 円	同　　上
実習費	年額	60,000 円	20,000 円	40,000 円	40,000 円	同　　上

納 付 金 表

別表３

学科名 納付金		幼児教育学科 第一部	文化表現学科	地域保育学科	幼児教育学科 第二部	
在　籍　料	半期	25,000 円	25,000 円	25,000 円	25,000 円	2 年目の休学期間に限る。休学期間に入る前までに納入する。
授　業　料 （在学延長時）		10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	1 単位あたりの授業料。履修登録科目に基づき請求し、所定の期日までに納入する。